

改正

平成18年 6月30日告示第1004号

平成19年 7月13日告示第1251号

平成23年 6月28日告示第837号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成13年7月1日から施行し、同日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。

1 中間検査（法第7条の3第4項に規定する検査をいう。以下同じ。）を行う区域

愛媛県の区域のうち、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市の区域を除く区域

2 中間検査を行う建築物

次に掲げる構造、用途及び規模の建築物（法第7条の3第1項第1号に掲げる工程を含む建築物を除く。）

(1) 構造

すべての構造

(2) 用途

住宅の用途を含むすべての用途

(3) 規模

地階を除く階数が3以上の規模

3 指定する特定工程

次に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ次に定める工事の工程（これらの構造を併用する場合にあつては、いずれか早期に終える工事の工程）とする。ただし、法第18条第1項の規定の適用を受ける建築物、構造耐力上主要な部分を法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等とした建築物及び法第85条の規定の適用を受ける建築物の工事の工程については、この限りでない。

(1) 木造その他これに類する構造

土台、柱、はり、小屋組、筋かい等の構造上主要な軸組（枠組壁工法にあつては、耐力壁）工事の工程

(2) 鉄骨造その他これに類する構造

2階床の建て方工事の工程

(3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造

2階床の配筋工事の工程

4 指定する特定工程後の工程

次に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ次に定める工事の工程とする。

(1) 木造その他これに類する構造

土台、柱、はり、小屋組、筋かい等の構造上主要な軸組（枠組壁工法にあっては、耐力壁）が隠れることとなる内外装工事の工程

(2) 鉄骨造その他これに類する構造

柱、はり、筋かい等の構造上主要な軸組が隠れることとなる内外装工事の工程

(3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造

2階のはり及び床のコンクリート打込み工事の工程

前 文（抄）（平成18年6月30日告示第1004号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成19年7月13日告示第1251号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成23年6月28日告示第837号）

告示の日から施行する。